

浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成16年9月29日

規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公の施設指定管理者指定申請書)

第2条 条例第2条の規則で定める申請書は、浦安市公の施設指定管理者指定申請書(別記第1号様式)によるものとする。

(条例第2条第3号の市長等が必要と認める書類)

第3条 条例第2条第3号の市長等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人等の組織及び事業の概要を記載した書類
- (2) 法人等の役員名簿
- (3) 法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が指定する書類

(指定等通知)

第4条 市長等は、条例第3条の規定により指定管理者を指定したときは、浦安市公の施設指定管理者指定通知書(別記第2号様式)又は浦安市公の施設指定管理者不指定通知書(別記第3号様式)により、申請をした法人等に対し、速やかに通知しなければならない。

(協定の締結)

第5条 条例第3条の規定により指定管理者に指定された法人等は、市長等とその管理する公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) その管理する公の施設の管理に要する経費に関する事項
- (4) 利用に係る料金に関する事項
- (5) 秘密保持義務等に関する事項
- (6) 条例第4条の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (7) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び管理の業務の停止命令に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月27日規則第61号)

この規則は、平成18年1月4日から施行する。

別記第1号様式(第2条)

浦安市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

様

所在地

申請者 団体名

代表者氏名 印

浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

1 名称

2 位置

第2号様式(第4条)

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

(浦安市長又は浦安市教育委員会)

浦安市公の施設指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定について、浦安市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により次のとおり指定することとしましたので、通知します。

1 指定する公の施設

(1) 名称

(2) 位置

2 指定の期間

第3号様式(第4条)

(平17規則61・一部改正)

第 号
年 月 日

団体名

代表者氏名 様

(浦安市長又は浦安市教育委員会)

浦安市公の施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請がありました公の施設の指定管理者の指定については、
次の理由により指定しませんので通知します。

1 公の施設

(1) 名称

(2) 位置

2 理由